石城志　九

和書門
類
二九三七一 號
一二 函
四 架
一二 冊

内閣文庫
和書 類
二九三七一 號
一二 冊
一七六 函
八 架

内閣文庫
番號 和 29371
冊數 12（9）
函號 176 63

国立公文書館 National Archives of Japan

石城志巻之九

人事考上目録

鴻井

神座

德永

末次

原

高原

内 一一〇四五號

石城志巻之九

津田元顧校定
男 元貫編録

人事上

凡世に伝ふる所諸家の事蹟ハ家書留置さる故不分明
ことに宗とし能書ハ其跡甚く或ハ絶へさるも古老の
伝説を委く記ハいたらさる事を考へ伝る文今當家の
家あるハ伝来して其世代事なとも文徳の證しもあるへ
きハ聞ニまかせしるす

酒井傳

酒井宗室ハ薩京房前ニ在テ一代酒造薩数高也
薩数子薩京右京進薩昌長子ニ仕ヘ薩由長子ニ親
分薩親長子安しと薩老ミ子酒井次郎兵衛薩人
長子姓更薩衛親鬢して宗室と号ス以の次ト
材多ニ住ミたりし江ニ式知ル家高ニて薩摩屋
あらし以テ出仕参ル事仰の后者松京ニ於
て兵衛を勤し又親の屋ニも居住ス天正六年博
多町ニ住宅河原ニ附濱口町上ニおひて表口十二間半

入宇野の家宅を占ニ濱町ニ永く町役を許さ
ま其文禄の后石谷記ニ於て居住ニよりて附ハ
東照源君出陣の時ニ供奉して安芸廣島ニ渡海
宗室ニ居をし附添ヘの城ニ移ル源君より筆記
廣ニ下し賜ル御家伝ニ附子孫の家ニ持傳ヘしを以テ
亦ニ数年ニ持伝へ又右同の御書二通石田ニ渡ル
年号無之陣中長政一色大友宗麟七八無之同年號
一通月日宗室の書簡ニ捺無之又宗室討死ス事紀綴宗
廣門下ニ従の鎌又ありて前刑部少輔源ニ城ニ出陣

中務少輔訟永より甲斐守房高衛から内二町居井
村二町の地を給ふはる文書あり又宗家舞より浦く
津ゝ法役之深の書あり其内ニ西国の事取捌
寄様をたゝきとの文言あり又紀前守ハ松浦源次郎
信より宗家の嫡男徳丸に給ふしいふ実名の偏諱と
し書あり其ち庶人河葉流拠根の深文あり
いふ門をらしけるハ志かさは宗家当主之命を徳丸に
十七ケ条の書を書とつゝ又今を法人ふよし偏
之申ゝ生業家の父母以平人に存候とゝし親

族咽ふに無報を請はるかりし信濃守源之介へ書かれ
のつりし所侯の義も叶候ぬ是ハ宗家当主の性質の
守原ふ事推量をくゝし此方源之本夫ぶ大切の儀
よりし宗家と政府ハ宗家事報ハに候へし上つりとに
大坂門にも右田源次郎家補出仕し此中に以てを
此朝鮮国源氏の陰ありと云方抱夜源海さく子家是ハ
此解源の支書も法報ありへきゝ為之ナ候をも中にも下一と
承し今は之を考く表記よ国二入りし我一変朝鮮
と侯て武威を示しは朝鮮みさんと欲に海底和の

頭は一ツにしての妙なり宗匠譲らせられハ夫ゟ
鮮ハ此の方難題にて堪ひ曲の方野縁にて謙しく御座
候由ニ此武備雇にて出来候宮島ニ出候とへとにあ
らはれ候ての事物まさひ其まゝの事にて入れは申
書に我一旦思ひたちてハ戸まて百韻例のことく可也
さへ事方すにありて商人ふの知へき事ゆゑ候はて
不出来事に更に入まゐらせぬなれはして宗匠御前にて儀
をとさらかりしてハ家記を見るに　出候と　黄候ゆ
遠之公も皆く此家にかゝ候らへしかはなれ候文

長頭丸縁百年をへて御りけれは吟し詩して西山宗因の
内中出星講の筆出来ハ当流にはかへさるよし
に随ひまつりけれハ思慮の事まてあさらしめ
かうて宗匠の建立きて所のまゝハ也　文殿梅翁塔
頭庵白院を建立す　故に宗匠法名庵白院温顔
とよふ　書ハ妙　宗匠と云　文殊の菩薩ハ此の庵ふあり宗匠子徳
長の信者長子猿手に此用にて子菩薩武にて子菩薩
菩薩長子信者に帯にて子父の菩薩にて子今の菩薩
薩也　当国衆　徳子にして父の家にか候へ下し

彼か今の茶湯に至るまで 又三千家より出る者多し 茶湯家の
事ハ古人のように添て 今に古流を伝し
補 徳ハ實は神屋宗湛か嫡子也 宗室か孫なり
妻ハ高木某二郎か娘 実子権平 十七歳にして早世也
此時孫同請ありて 神屋宗湛か子 茶湯ハ 徳右 宗室 跡を出す
か孫なりし 徳右衛門か跡也 又其後ハしるしハ 跡出る也
事ありし也 徳右衛門ありしハ 跡也 徳右衛門 権平も其後に至
祖して 伊満にかひしるハ 茶湯 道家 跡を継しめ
其後に家業とを継しむる 浦宗ハ 古流跡定

博多に隠居して 又権平か跡をつかしめんとて 太夜
為に切腹致し 権平しけれは 権平相果て 伊川庵白
流に譲附して 今の家を建させりと云

神屋傳

神屋宗湛者 先祖ハ京都の八幡宮領より宗栄を為
氏とす 宗湛より六代前の祖を永富と云 其子宗浙 其
子寿貞ハ 大永年中 始て金山の事を仕出して
始めて洋に出 其人に託し 付て 寿貞か子 紹策 紹策か
子宗湛也 宗湛 俗名 善四郎 貞清と云 数代 博多の住

して最上なりしが永禄年中大友宗麟の
小く合戦ありし時南蛮人の茶を津田宗及へ送りし
かいまだ茶を飲し給ひて能く松浦郡唐津に来
居たり此国酒屋のまへにて茶を呑て煎りし其法にて下
己茶袋にし茶入千利休天正年中宗及が手に入して
泉州堺の住人とも世に所いさんと云ひし天正十四年十
月朔日唐津を立 十二月廿日京都にて茶を賜ひ茶人
ほ茶あり候ふ事を書ぬそしてもいはせて送り来りし
十二月六日葉茶壺大徳寺に納ぬ古渓和尚に渇し候を

持して後世又秋宗徳に奉る同十九年正月六日大
坂の城に於て秀吉公諸大名を招き茶事ありし時付届
因て石田三成より天正十三年宗及とて宗徳と共に
茶湯をいたし宗徳庭の中に座を設け茶師二
服沈香一斤を秘して秀吉公に献上し此時茶の功を
半右衛門の茶袋一個にて飯とせよの給はり千利
休にあたりて其後にも此日大坂にありし故ハ一袋の
茶とともに人茶を飲しめられし候也 又石田三成蔵茶
肉もて茶湯の倍の名を茶に振舞ひて流ぎる

神屋の宗湛ハこゝに開けり同正月十日博多に
帰りけるに此度薩州島津氏の使として筑前に
至る九州よりも御出陣ありけれハ十月廿八日薩摩より帰る
吉左衛門嶋津の浮ものともに帰りしかを
給ひて六月二日南国へ出帆して此人帰国
あらしめ博多の地を見てのちに南蛮へ出帆し博多に
到りけるに宗湛同月七日博多へ着船せり
帰りき故に此故に同所の伝へ聞し博多の事ども
乃ち其門一様に兵もて伝はるに博多の

是へ下向ありけり同十四年島津征伐に宗湛も従ひ
宗室も茶を御はじめ同十六日筥崎にて茶を奉る哉
其後も段長崎出張御相伴也同年十月廿日筥崎にて
如く大茶湯の催ありて宗湛と宗室とに御朱書を給ふ
其後御九月十七日よりハ九州より宗湛宗室へ下されて
其後上京して宗湛宗室ハ文禄元年も又名護屋に参りて
六月廿日博多町割ありし時宗湛宗室町奉行の下にて
表に十六町余全く七町の宅地を授けられ町割を定
深く力を尽くし此地の繁昌を起さんとしける故に

兵令まへハ弾正忠にて永禄九月十二日に播州武
主十月にて大坂へ参り紹巴日本におもむきて弾正
出して日々に茶湯をまなびしに其奉行大徳寺
らるゝ宗易と申て茶の湯まての如同
十四年聚楽をたてゝ又同年御職の出室の
北野にて茶湯有て名物を持参ありて拝見して
間の座を譲りて一御判令を給りぬ文禄元
年朝鮮征伐のため肥前名護屋へ出陣し給ひ
りまへハ伏見の年寄 葉同宗仁御成宗恩日吉宗唐

而して候ひて五月晦日に持参して出て彼まゐらせ
中山殿へまゐりて逃れてまゐらせ今の茶をたてさせ
まへして茶湯の名白旗一つ宛下されけり年十月
北野の町秀吉公と持参ての宅に居住し茶
ところの奈良の恩して茶湯茶席を用候程におゐて
りての茶大徳寺上坂両郷の茶と帰りてより
御河内侍ハ織田常真（信長公の二男信雄）一人にて持参して小
寺体ハ宗九未寺山中山城の間にて大居小村
十人ばかりに所ハ広間又ハ陣家の宗宅の部屋に並居

今按するに宗易ハ
田中氏なり　千宗易ハ市人ヘ侘甚作汁付合数寄と名付
又浅深を撰く功積ありて今出しける此時の数寄之
宗匠目利よしとて今宗匠と呼ぶ文明十文頃宗匠之
利と称す事ハ秀吉公御茶の湯の頃より弟子西良
とと宗匠御茶の湯ハ其時ハ紹鴎か弟子たり後に
紹鴎門弟ハ今の中興宗匠の弟子ハ初より居所ハ上京にて紹鴎の
弟子なり今の二の丸の内より茶の湯とて大宗匠へ出るハ弟子なりと云
宗匠と号せし也未だ大徳寺に宗匠とて居られハ
中の茶の湯の頃より何茶も侘茶とし
茶湯の事にて茶の湯にて宗匠

濃く茶を好みて侘ありし時ハ宗匠の影を宣武
ありしより茶室の前に一株の竹ありて松陰に茶松
有より宗易是を植て集りて秀吉公選
御の時より始て前去ハ二畳を囲を座敷とし
去りて京都洛中の大風に茶家ありし今ハ浅風
元祖二十月廿日の朝宗易の数寄秀吉公ハ大徳寺
茶をとおめ居ハ其時の家今に残れり
此ゟりの茶人の天下の宗匠と家元なれとも
其孫小河家に今の千家と号持と

ともに葉様なりけんにや当時相賀茂の風なりし
事を知らぬ人今宮の御歌讃かしく著と揚さ七の比
風こそやうれしく枝とかしさ侍りしは天下の人さへさ
侍りこそれ大君の徳ようりて桃源と安んせる事
をほめり御其より古本日久しりしは人の心さへ
おかしく神妙かんには新古今されとも奇とものつこ世の様
古きといやしむは当世の俗薬まて人情の常のならひ
なるまし古事類自ら廣くいますめて新古俗流
流れ浮非よかくて流れ入りしや古風は衰へ風俗あれん

人丸歌のなかにもあとらんは此を新続古今集にて撰者と
しられたり

文禄元年二月十四日 東照君家康家より今
給ふを後文禄二年正月まてし同八月廿日まて宗碩と
古今のひく葉集編ぬ其中撰ヶ家よ参らとそめ
らましく人々にて大和中納言秀長卿中納言秀
家卿安藝宰相輝元卿筑前中納言隆景卿金吾中納
言秀秋卿越前宰相秀康卿立花侍従統虎門氏
部少輔統茂加藤主計頭清正毛利治部大輔秀包

蒲生源左衛門長政相築前守利家右田俊アリ備之旅
太閤秀吉相模小浦吉隆坪田右衛門尉光登 松浦氏アリ備
従従出也十余八枚笹ヒテ仁ハ子細アリ御史より己澤ハ
如水ニ 長政ニ 忠之ニ 手と為く加ヘ代好を召し如福
男の職従ッ子細ありし時ハ 如水ニハ宗像の宅へ 長政ハ
博多の地宅へ会し寄のひしと云秀吉ニより地行
遣らし御朱印
廿九日吉岡御朱印あり
筑後国御朱印たのしまり 吉田村 吉瀬村於
三ヶ村内 百石事 今度以 捨地とよ被知
ミ充了令領地也
文禄四
十二月朔日　秀俊判
中納言秀俊ハ太閤の北政所兄木下中納言家定卿の嫡子
なり此御書判ハ又毛利輝元同秀包同秀元
法印也 黒田如水白紙様之康政小早川隆景同秀秋
如水ニ 長政公の御書おもそ御隆景の一書にも云
らし 八ヶ條ニ御鳴
ごしゆのんと

鯨捕之儀付、先年被申出候処ニ不相調
候処、当年宗像ニ而被申付、令全之
談合可相極ニ而、彼是支度候者
旅宿之事、並九月迄ニ相調候様ニ可申付
候、右之旨存知、着仕候様ニ可申付
候、宗湛事ハ津内之衆ニ方行候
出之事可細ニ申入候

二月九日

隆宗

宗湛へ

秀秋の一書云

津内之鯨之事付　御朱印之旨宗湛
為後日、今自御不之相渡之者也

慶長四年

閏三月九日

秀梁

博多

宗湛

光之御書曰

於筑前国、宗湛使用博多酒造所壱所
之儀、如前々成置、其後津所

ころ御申し上度候　様に御披露頼入候
後にも御出来ても御免し御座候ハゝ先年分
存知しより候　相似候てもとより御座候へハ
以ての外に御座候て家康心得申入候て御座候

十二月廿九日　如水軒

家康
御報

秀吉公より御拝領の品小袖構一揃　今年御庫より出し云々

褥一　表ハ紺地織物　裏ハ浅黄繻子ようのもの　一幅くにこしらへたり　家康公御袷　表ハ紅にして梅子地紋の縫入　裏ハ浅黄毛

白綾の小袖一　同帷子の甲冑　玄夜屏風

一双　源氏の絵を繪かく草はなに金地極彩色なり　金の紋所の中には菊桐の

秀吉公御佩一腰　御自筆　横の御紋ハ白き織物地　御拵ハ蒔絵色蒔絵を常に用ゆ二尺五寸　御指料

町割の同杖　松の木にて太みとす　両ニ出し候む

銘曰　旹天正十五年丁亥林鐘四日壬申　於摂州町割奉納

東照宮も小田原御陣一刻と御奉ハ千鳥の詳口沢

今よりは後の世まて御重宝に又秀吉公御後度度

少さき杖よろしきやすらゝよいしかハ

寛の何よりのしるしの風

に趣しありし下書ハ宗長ニ預りけるハ掛川と申す
今ハ駿州ニ在り又父端(?)の家の名残の事ハ大全(?)の
附録ニ記す今ハ世ニ絶し世ニ傳ふ宗長一世之序
て備後の藤ヶ谷にかくれ日本の在世ニ別府の紀ニ
彼在世ハ此事也や宗長ニ尋ねありけれども いまだ
始めハ加へて猶宗長の後将ニ一の出家と僧侶
其ニ頼りて紀聞と並り 此の時ニ弟子ハ出る程ニ
其後と百世弟子又宗長流も在りといふ云年中

たゞし荒木の時ニありて宗長は右紹碩宗祇の
此ニし玉ハ其の名ニ紀伝事を記して後日記ニ詳之
日記一巻日記其の書ハ駿之日記一巻 宗長元和
駿之日記一巻ニ至り宗長中之巻ニて死せり其子
吉田の神主吉大宗像記稿又浦に別居ありしを今の
とりて本書の様をし今の稿目の所収として後序
に出り 宗長と浄福寺の序大ニ伝へし
遠浦畑而を国ニ掛川と小夜の中山を越て
宗長の家ニ藩相殿西と国ニ於て小掛川と伝りまり

其後宮川に沙座家と造りては座をたてまつりて仕へしけるに
先ハかの掛紙甚大神寺より授也鳥居ハ松濱にて無双
之旨有故あるしに今に至る市右衛門其子久右衛門（後名 信月室）
久右衛門（後名 良久）其子善右衛門今ハ三十七歳にて其子善右衛門
早世して子なし故座より二十年来之家紀芹屋町九座
屋十兵衛の子代々継て嗣とし此今の市右衛門也
園君より今に至の月俸并維持之費用白銀を用と給る
まきし先当座橘屋家ハ定右衛門一此を清より別にて酒
肆とするまて一此を清婦善右衛門女也二男西右衛門継て嗣

二世代并給用しるまて一此右衛門今の御座也まて
弥左衛門祐徳の侍ハ先にも見えたり
忠之より五百石の禄と宗湛に給ハりしより土座
につけ合考
宗湛の宅の地ハ今長谷屋の抱地となれり
正話 先祖永富其子宗竹其子寿久（二男）其子宗所
（二男）紹策其子宗湛（字ハ三人あり）其子吉右衛門病身にて家を
嗣たまて今に至るまて宗湛家譜としくは 今右衛門
（後名）常縁廿九歳にして京都にて病死して遺跡争論ありて

廿日市の鄰に如く市にあり　法名妙清

徳永傳

徳永氏世々伊勢に住して家紀とて之前二階の（ここにも細字の注があるが判読できない）
（二階とハ式役勤るといふ）礼の時大宰少貳（ともよ名考○紀伊の徳治）の妻
女二歳の男子を抱きて徳永某と契りぬ徳永
長じて平之中郎紀伊にしとく宗也ところハ其之
俗名源兵衛（養ハ石堂福島の子院悟心庵とあり）一山福町よ蓋丙縫よ
居して宅地裏町に住居して津田の収納役あり今吉
訓を号し本家中津役に冬屋出高下の口際よ梅

せしと云是より宅地持主の無因として八谷徳永の事とす
常に役人或ハ宅地の家ハ日向東格の何氏党
地より移せ町割せり時に前寄問一軒の半分に
至りて相続す昔徳津の古く継ぎしと云ふ今に家
成れハ徳永と改名せしや其家長年中福島の臣
旧家の時長政公此家に滞留したまひしと云長政公
御書も有

同年信枝二郷の人是に住む名ハ御朱印を頂く人々
其の前の事を己に寄せしと云ふ森官人に仕ふ

恐々謹言

十二月廿四日　長政（花押）

浅野宗也

右偏ニ長者京の宿ニ宿也田中よりおまり早く宿也の
新宿の田野ハ今のおとにて竹多村農長兵衛ハ紀ノ国紀ニ在
宿屋中中屋称徳新在浦村の玉紀ともり竹多ノ在家に在西村
又称ハ宿旧元在浦村の無之の由とも有る也
ここニ宿也浦の中ハ地頭ハ記もすミて宗伴ハ宮本浦并
ト宿ハ中老ニく出井之に居て浦中兵三郎といへ八太葉

程ありて唐物町に住居す其子中島三郎ハ附て彦根へ
て菜種屋と池田町ニ住居す今の中浦町南村
長三郎ハ唐物ニ世孫ニ住む浦ニ宗中三郎ハ菜（中屋 紹喜今）
紹ハ小浜町下に住む池家とも続く（浅野の家宝ハ 紹喜伝来とも）
様に宗像記に出る天正六年宗像田嶋の社を大
宮司氏貞殿に附時朱印其月紹喜浦より浦徳
永又右衛門とも有りし也宗也又柏原ニ同じ
補　永禄十二年七月八日紹喜福島町人六人組之内
識語宗也家人より御奉事

長政云御法例書ニ中也識語ハ三條長秋子光而百石
を被下子孫秋月續候ふ
此次ハ後ニ室町ニ於て稲毛として傍ら織物業ハして御
用織物所となりて四千歳計ありて横折とり吉屋牌
次郎八ニ至十五歳ニして松浦屋法師となりて後ニ法家
内ニ至流して旅より家ニ至り錦繍御用ニ成て文織ニ丁
山城守二郎ヲ借家へ入門織法御傳授受ハ山城宗有ヵ
女子ニ而守二郎ヶ妹也ニ後所望ニ而ニ付宗徳文織
の御用を受候て今ニ山城守二郎家業として今ニ而続ク町

織絵之

東次傳

東次其三郎藤原蘿髪して宗次と号ス法名禪叟左馬文存
其先ハ一小路町中ニ而西陣ニ住居り文禄年中右同
織法屋へまかり法衣ニ附宗徳ヶ宅へ参り今日ニ而此家も
ニ三時法名の旅宿となりまかり元和七年 長政云より
禄を号ス
為冬次物屋敷中里村舟ヶ岡百石ツ衞上ゲ候ふ間
六拾四石余計四年貳人合銀金百六拾四石余四年四年

右合ハ絶えまじきため全て之地行宛也

元和七年　　小河内蔵允　判

卯月十九日　　鳥山大膳亮　判

井上周防　判

東條孫三郎殿

寛永年中ニ忠之公御代ニ江戸ニ召出されて出頭

其時ニ宗清を召連れて此度一件ヲ利運かへし

其後重の儀御申立て必後悔して申へし福岡ハ其ゝ

清御前の方便なりけるへしも坊主共ハいかにも甚過ニ成程被成候

其ゆへにて候ゆへ是にて宗清ハ漂ひて申候ハ第一検使下

向あらハ定て形跡なるへしと存候ハ志賀ニて御前も再

後を絶候して此家を四しておし被成候ハ一とかくも申すまじ

御心安かるへしと申されしかハ甚く感ありしく申之

又右衛門の御存ゆへハ宗清母ハ正尼と申候ひしか

之ハ共々の御妹若狭局尼と仰ありて申しく

に河ニ宗清母と常に在まして坊主の衛と御座候て

中の在具しさせ給ひしと宗清母方の御父三郎衛門

うち娘ハ子とてうまれ 世之助と云後子ハ屋ニ没 羽毛
して宗家ニ出とりて世ニ家の行国よりし時其子茂三郎
に従来かり右記の事 津中今郷ひく都御寄宿 天和二年
二月町奉行小浜伊豆守 能勢伊賀守より年寄目六人
ま召し出し御書出し今ニあり 又長崎探題高橋多九
人の目也 京探題ハ東行ハ京を御夜より 又年探題
より前ノ頃ニ譯ハ元和之頃の御定人 阿茶局より
退候 武都十通あり其ニ抽退之ふる也 又 長崎の御書
所ニ 遣之云より年ヶ数ニ商也より 御書并 長崎云より

宗領ニ当りて御書出とてあり 年寄衆ニ出ずハ宗領の事
なりとも済ましく日行の法式とりきて其子 年寄ら
町也（延）宝永年正月 吉従者宗山左京と云者寄ニ座人
と申深く座山ニ高桃とやらんと依事 露顕ニ及ひ
本所牛也 忠左衛門 其志を継補へて 国中在之之ありて
岩からず 茂田氏を皆居候として 掛へしめ御ハ止む年長
済ち候得共より之ま 東浜年寄をも年ニ消ハ如何之ま
事にて其ニ 明白なり 何之ハ出記置を 評されて 松年
出羽守 候注の封印候 を記さる 毋し 小子 二千郎と云

後修ニ流されて平安好み来迎平兵衛ハ没落せられ九条文庫に
其意遁て下田源氏ニ而伐家九兵衛ハ隠居して出家す
又林月ハ自据(?)祥入と云て百廿歳にして其子の后人あり
云子を入 其後ニ至りて店借して掛る是別平兵衛の名也
吉郎と自据町ニ住来迎平兵衛の娘にめあはせしハ其孫
林月ニ住て卯蔵の氏を用ひて来迎に号し吉家自据
氏ハ今福島に来往と文台屋寺町上る町書林田中三郎
兵衛と云者あり六代の祖来迎庄兵衛ハ家悉ハ宗伝の子なり
後に出雲寺別伝ニ至りて平大夫京都ニ於て伝る諸と称す

平別当檀家行して号法吉子氏を田中と改めて又其平は
其の家ニ而ニ人挟あり御ハ文治東坊ハ出家の者
此如居りし方 見ん津中ニ於て乱り遅ニ渡にて
しかも来迎よりも其後国ニ文人挟多般居住しよハ西京
せり 宗伝より今の家は備に至りて六代なり
一 来迎か書院ハ出来にて出雲ニ於てゐく出の在所
東ニ而和泉にて建らる也
正語 宗宗ハ宗伝の実子にあらず宗伝の実は孫にして中略
長者の未明の号ひて嗣とす

泉傳

泉菴識ハ本則と云紀宝珠山長遠寺住職の子にて
泉伊予守之娘を妻とし安房に居住して後京へ上り
京にて天正九年正月十七日堀川にて京より加賀へ
行しも娘ハ大坂に居るとて去り京にて
より加賀へ出で加賀の城の主に仕へ加賀
にて住居して其の子を生して後に武士と
成して高名して後京にて識と号して住
年寄七十六の時長政公御書曰

其方事去年以来方々にて奉公の段神妙に候
しかし今度別而苦労候条下方の事也

九月十四日　長政（花押）

泉識

此書写し今は長政公の御書を以て伝来
せしめ長政公の御書を二通所持して候
泉識子孫相伝して今に至り本則に伝来

去ル頃形吉本村より伝ヘ朝倉の深谷経二郎所持也かの
家ニ古文書あまた所持す中ニ大坂城より来りしもの
秀頼公御上意へ遣し候ものゝ中ニ御きせんとの御
しるしあり入らし候ニ何事も何れにてもかゝせられ候よし
ありける事の中にあるしるしハこれをこきん写しを二点
ちまへしくこめたてまつりし

六月十六日

太閤秀吉

大こう

[illegible]中

右ハ秀頼公ニ被仰下しちらし書あり太こう様ハ秀頼公の御

御中にて被仰候内紙ニ書候文一紙写

覚

太閤様

こらの皮

尾張の皮

御橘

露

赤あらけ

すゝめ

以上

三日

壱枝 二折

廿日 白鳥五入

武少 一折

三筆 一折

拾遺 一折

家親様
とらの皮　一枚
たうの皮　一枚二折
はる　二ツ一折
志ゆけ　二本一折
すゞめ　二十連一折
御樽　五ツ　肴入
以上
政所様
ちんも　二反

御うへ様
志ゝいし　八竹
くれなゐ井　弐竹
中納言様
とらの皮　一枚二折
二綾　二ツ
すゞめ　十連
くらはしら　十五連
御樽　五ツ　白鳥入
以上

ちんほ　二反　かう[illegible]
ちんほ　二反　大くね　はつかね
百せ　日　おいちや
ちんを　一反　はきかね
ちんを　二反　西浦小浦
ちんを　二反　堀田左馬尉
白しめ
露　一反　徳音院
露　一ツ
白しめ　一反　ますや太郎
露　一ツ

桜
露　二ツ緒十人　茶院
手桜
露　二ツ　山中山城守
二ツ
もうちん
ちんを　二反　石田[illegible]
露　二ちん
桜　一ツ
すゝめ　二ツ緒十人　山口[illegible]
すも
ちんを　一反
うすあさひ　すも
たる　二ツ　山口右京亮

一 ちんひ　二匁　山口玄蕃頭内儀
　 丁子　二斤　山口左京亮
　 うんは　一匁
　 露　一ツ　杉原平助
　 白河よし　十筆
　 柿　二ツ錦十入
　以上
右何も寄進物也、仕合之儀伊達様御屋敷へ遣之年中
中盤出思召候て御人数之御所望十六人へ年寄衆
之事ニ候以上

寛文十二
　二月十三日
　　播磨
　　　　　坂田宗仁
　　　　　末　右衛
　　　　　　　　　　山口玄蕃頭藤
之播磨宗仁右衛門へ右の敵之由被成候抱下申候也
相手寛文十二年二月廿日前宗寛田中紀伊守方江
右播宗仁ニ申之旨被右相目録ニ而被下候通依無是
ととのへ候ておかれ候御書ハ毎年年中番ニ成儀之究

上下しめて月頃は平家の月卿雲客今月より
よそ人になりて位職もみな停職せられ東国蛮夷として
上皇頼朝を鎮守府将軍となし給ひて中国にて枝
つらなる者を皆をもの城に住まはせ法皇の命に従ひて
義理の謀をも用ひられ姫の宮鎮守府を守らんと
地勢を命じて東国を支配しける由をかたり
こゝにおいて語り合ひて西君に仕へて住まし

高東傳

高東太郎七兵衛と申す者は何処の浪人の子にしてやといふ者に

東国の浪人なり生国ハ武田の太郎七が孫とて出羽の
家臣也物語陣中にて武功あるもの太郎七常に用
仏相応なる家来の次男にて大名と成て忠義の常に
出入しける地にて仕へしもの大名より磨き名の自ら是の主君かて
足になりて仕へて人に知れて甘味磨ききかりし時に太郎七
為の者にてぞやし淀にていひ仕へて武具の世間の中に病
私にして居りけり主家の役儀に出て太郎七が病ありけると
人にいひしほど婿となる者も嫁ぎて給はりて来たりて
主君の郷に下りて妻女の嫁を取らんとて入来たりとあやしく云ひ

萬治ありのし薨より門前と一刀に刑戮し探りより破
おしらる程なく是もとくに法園に無門より討てしまさ
は大かう古渡程ひくらへ法住坂を乃ち江門別記
に殿下の将文町人も与来の上せる者の未前の大施を
拿又して立君の為に庶民を競ひ大坂の城にありしと
将る秀頼東叔和議の書状を取候を書に
ちまし御当将校に成りて申立二鍋の其後に能と
関白殿下事も其後ふ其事よりに至り延ふ京大仕
十月しも家々にも残りの道うる日々今度迎ら矣

其上にも他一人より被成は此上は扶者の大夜中秋の為ら
まして 中将殿・備前大坂城攻めの時のおかりけしまり 家康秀頼を
よ偏に候の欠るをもかる世すらかの大坂逆に乃ちりけり候ハ
時候 不有に御意も 人数下しに公家の如 年
拿又殿様の本丸の東の数百候作天下に渡め横ふ仕舞し
に縁故数多の打取伐諸手力数十万に寄て 龍り日に
雖殿の居る大下 實に候ゆへ遂 城内遂心に大坂の
に人出し来し和睦にも 殿内と割り御し法行家
安一間皆候拜に候しと 一ヶ候の行の指の小座
とかけ内意なる御す於城には候と旅も道て候けり

うき世にくらしたる人々にも昔より此洲濱に竹芳院殿
香林院殿 法心院殿 月岑院殿 東常院殿
月窓院殿 上信院殿 清涼院殿 桂林院殿
此御方々 皆御しるしに 御座候 先年入
寺候ひて御供と御経ヲ御備へ 御読候し

正月十八日　三宅西翁七

御返
兼三入寺
東叡侍者禅師

或説に彼三宅西翁七ハ竹多の者ニ一人ニて甚多勢か
思ひ立多勢ニ而出陣の御供を致して首をとらんと志あり
彼本願寺を退治して大坂城に籠て甚だ家を打破して
甚御あつかひ候て大坂の城を退去して其後に籠り候ニ付
て妨く世の御法を何ひ候て彼本願寺と成り申候と
取たる所の御法を怨み候て合戦ニ及て年月
をふる内ニ大坂の落人大勢まじり候ても世の中静まり
申候事にて候 結句の後は難儀なる事に而も先ハ大方
御の者共いろいろ藤井一人の御尾と云ふ物を御座候
記し世の習ひとも申候て今まで御陶の元祖

然共新しく云ふ又一説に如何も寺上座敷小石川住居
有し酒井なる世事に疎く只紙墨を其子孫に
寄附も御座なく又其儀も絶えず宗旨の縁にや
云ふ者有て其家も代々伝来の書籍持ちて云ふ是簡潔に見え
永く文年紀を伝来の一揆擲記を附忠之云ふ宗旨が
古例なく本を続く流を断ちてある色相甚ふ宗旨数
其上に見えし口伝に見へ半ある事を記せり
或人の書にも其事ありて伝ふ文書遺置て今世に
有りし

問云若干度存らば一札取来遣す有之候
右の者若年より替を仕候 柳営役所の職
不用の事も甚難儀の事 関白の職立
其家代々の事を開く文武二道にて名将 御所様の役数
對する唐土感陽宮の趣様の説話二役並に其文
難しき両月をもて生涯の後も今般一
今日御来る事を継ぎし事の次第百年も経へ
始る度天下数ヶ年今封建の時期抑悲嘆
此る人能く不知とも存知 只何度も道理を

一　家は縁所ゆへ申也然者無障別所清浄之女沙汰
之事細併当地也度々之処以後ゝち成候て申也打扨
渡候とて者障之

四月六日　　二岡本五郎七判

大神宮祢宜殿　　正恒

右此文言は五郎七殿へ之返事申やうに及命ありて
則ひきて御文書度々御沙汰なされ候ても猶名残之
ためにとて人に文しきして又は母にて深て候ても猶しく

こゝ住ふ家もみかく様し
はつ川さらやたけあらの
花をのこゝろ兼　　貞倍

又別紙に五郎七殿の和歌あり
初瀬山の麓にあつもきこゆる飛鳥の里に
日数かさねての侘しさに侘しにかし
ともに娘の十六歳にしてわかれまゐらせ
さらに我身ひとり残されての悲しさに
初瀬山の峯をこえて越ゆる事

旅行の心ちもなくさめてゐし
われらも又何の故の筋しあまたも
ゆくもとへも猶いありしか
何とて十六の字父に似して難波津とやを
えんとこしとましても也へかしこくのこし
富士の紙うしとて
難波かくこ津の浜の母軒うしに
香ふひ家き備にもある那
いにふむんしおもひてゐし

さはりに何もしむらん難波かくこ
又てらも善いのふりの紙
世君の姫なけうくこしいとよくれてとみ書
なしこと海と成やうり姫のかくはま試
りうに風さしく立ちしむかぬかうのうの
姫りそぞほそて
吹風のたよりにさもし姫雲の
千代のしらえをおもひてまをしさ

石城志巻之九 終

日本政府図書
圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan